

吉野川市都市計画マスタープラン (素案)

目 次

序章 吉野川市都市計画マスタープランとは

1 計画策定の趣旨	1
2 吉野川市都市計画マスタープランの位置づけと役割	1
3 計画の対象範囲	2
4 計画の期間	2
5 計画の構成	3

第1章 吉野川市の特性と課題

1 吉野川市の概況	4
2 上位・関連計画	5
3 まちづくりの特性と課題	8

第2章 まちづくりの理念と目標

1 まちづくりの基本理念	18
2 まちづくりの基本目標	19
3 人口フレーム	21
4 将来都市構造	22

第3章 まちづくりの基本方針

1 土地利用の方針	25
2 道路・交通施設の整備方針	28
3 公園・緑地の整備方針	31
4 河川・下水道の整備方針	33
5 その他の都市施設の整備方針	35
6 都市防災に関する方針	36
7 自然環境保全に関する方針	38
8 景観形成に関する方針	39

第4章 地域別構想

1 地域区分.....	40
2 鴨島地域.....	41
3 川島地域.....	52
4 山川地域.....	60
5 美郷地域.....	69

第5章 まちづくりの推進方策

1 市民・事業者・行政の協働のまちづくり	77
2 国や県など関係機関との連携強化	78
3 実現に向けた適切な制度・手法の研究と運用	78
4 時代の変化に応じた柔軟な取り組み	79

序章 吉野川市都市計画マスタープランとは

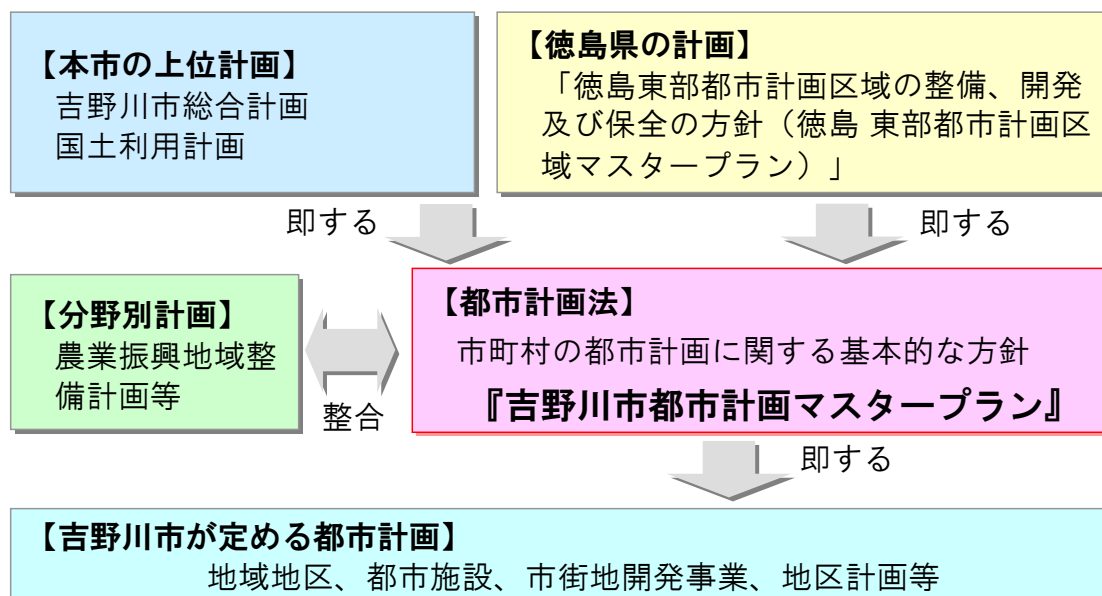
1 計画策定の主旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、市町村がその創意工夫のもとに住民意向を踏まえながら、都市の将来のあるべき姿やまちづくりの方向性を定めるものです。

「吉野川市都市計画マスタープラン」（以下、「本計画」という。）は、長期的な視点から吉野川市のまちづくりの将来像や整備方針を明らかにすることで、様々な施策を総合的かつ体系的に展開していくための指針となるものです。

2 吉野川市都市計画マスタープランの位置づけと役割

本計画は、市の建設に関する基本構想である「吉野川市総合計画」（地方自治法）や「吉野川市国土利用計画」（国土利用計画法）、徳島県が定める「徳島県東部都市計画区域の整備、開発および保全の方針」（徳島県東部都市計画区域マスタープラン）に即しながら、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、本市の都市計画行政の指針となるものです。

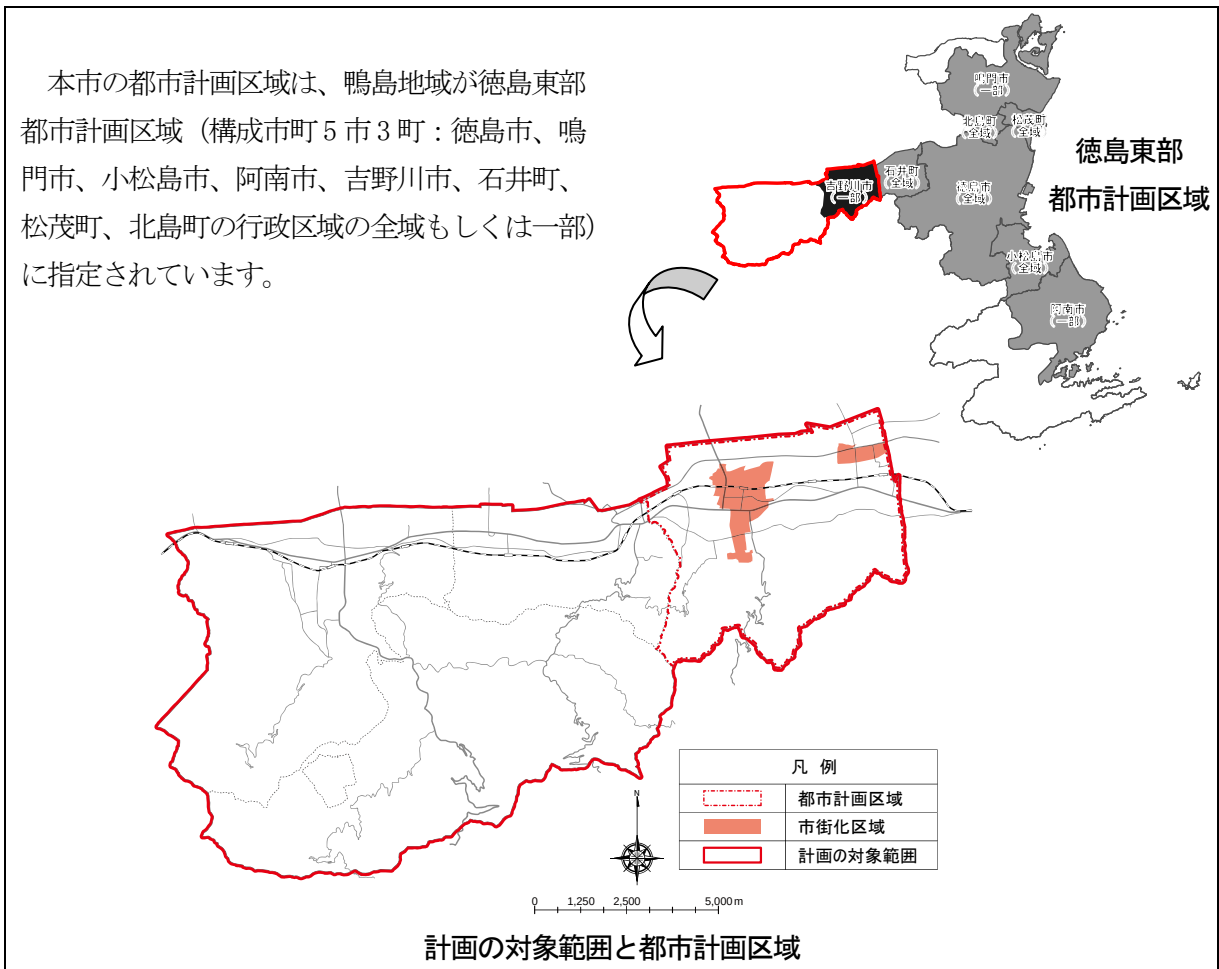


3 計画の対象範囲

本計画は、本市の総合的なまちづくりの方針として、都市計画区域である鴨島地域をはじめ、都市計画区域外の川島・山川・美郷地域を含めた行政区域全体を対象範囲とします。

【参考：本市の都市計画区域】

本市の都市計画区域は、鴨島地域が徳島県東部都市計画区域（構成市町5市3町：徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、石井町、松茂町、北島町の行政区域の全域もしくは一部）に指定されています。



4 計画の期間

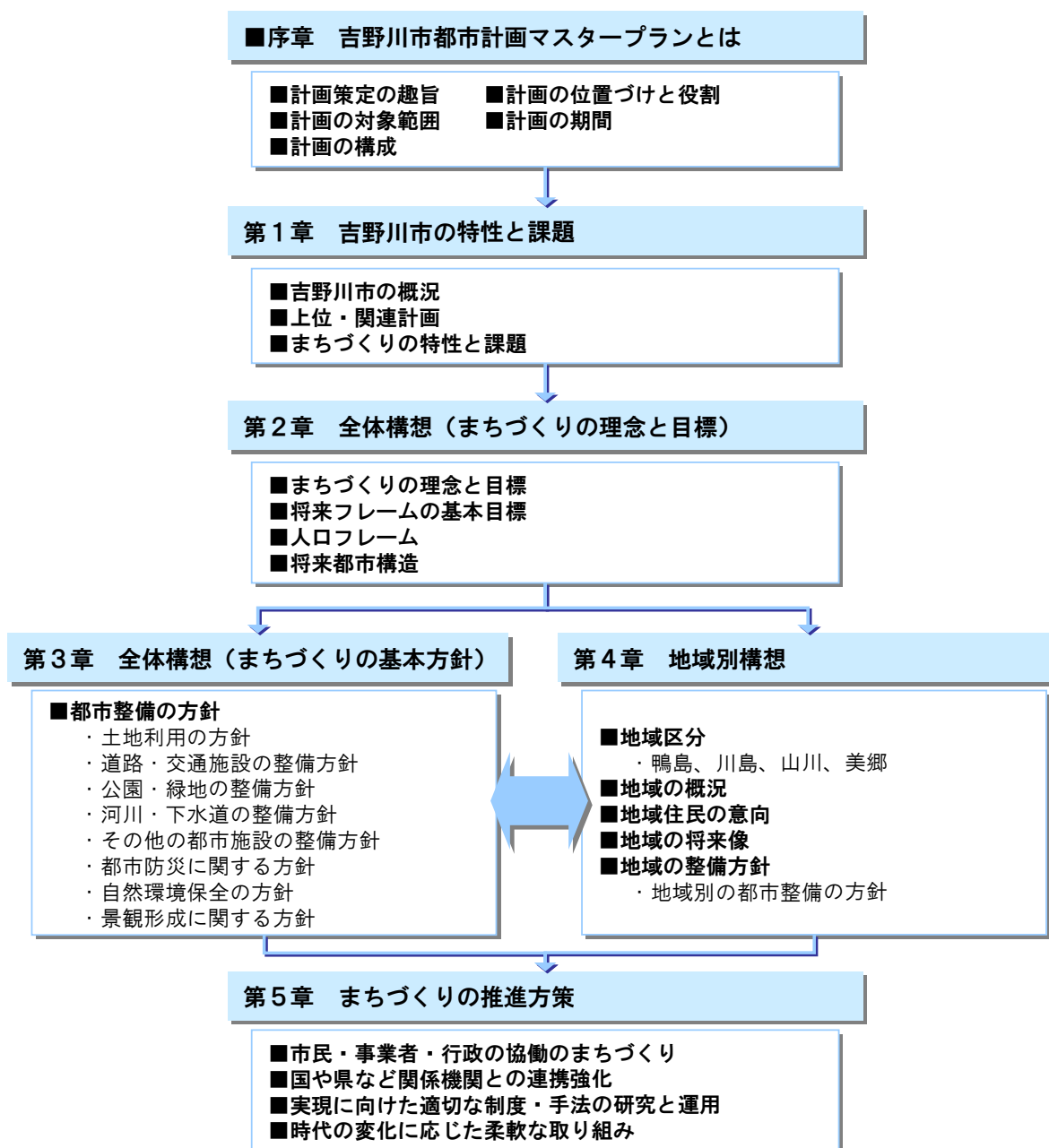
本計画は、中長期的なまちづくりの方向性を視野にいれ、平成 25 年度（2013 年度）を基準年度とし、概ね 20 年後の平成 45 年度（2033 年度）を目標とします。

なお、他の上位・関連計画の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

5 計画の構成

本計画は、本市の特性や課題を踏まえ、「全体構想」と「地域別構想」にて、まちづくりの将来像や整備方針を示します。

全体構想では、市全体の将来都市構造や土地利用、都市整備の方針などを示し、地域別構想では、地域の特性を活かした、より詳細なまちづくりの方向性や整備方針などを示します。

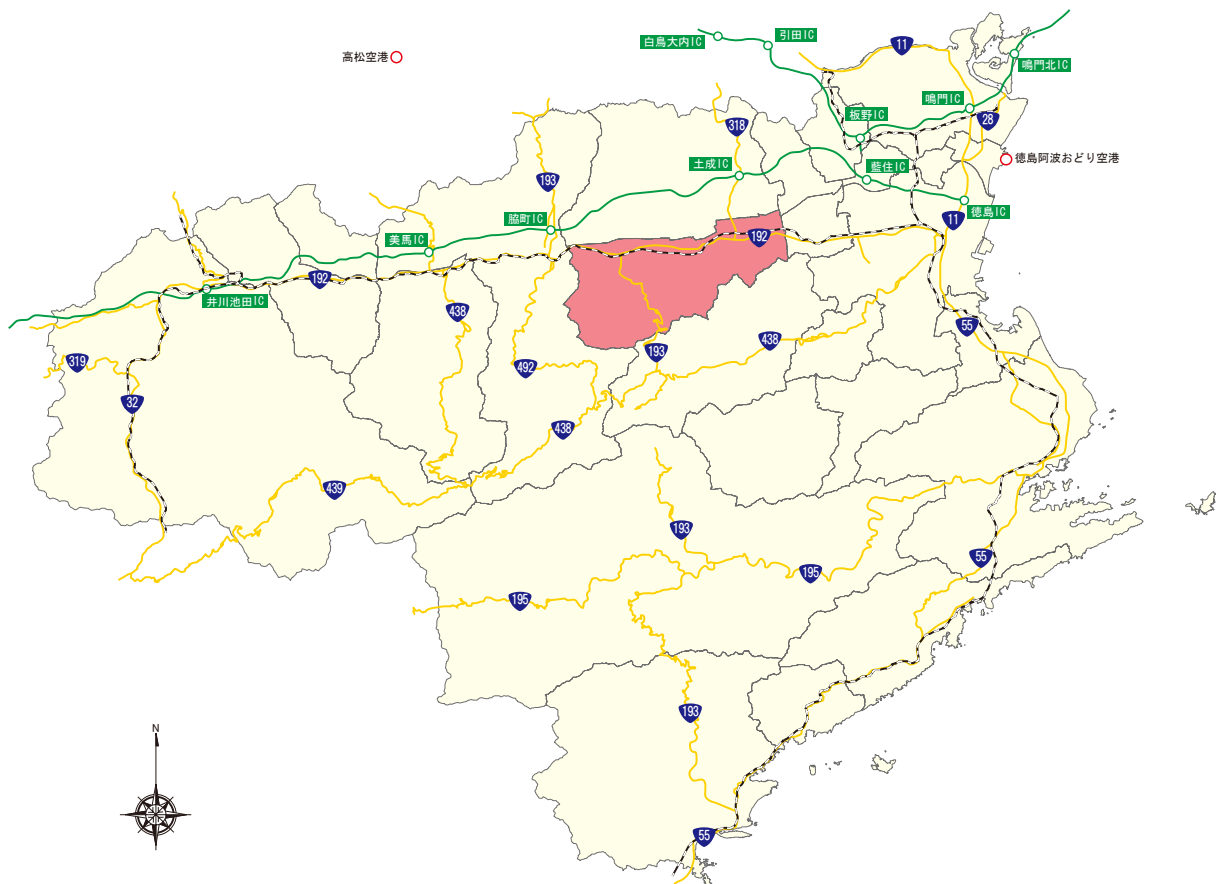


第1章 吉野川市の特性と課題

1 吉野川市の概況

吉野川市は、徳島県の北部、吉野川の中流域南岸に位置し、平成16年10月1日に麻植郡鴨島町、川島町、山川町及び美郷村の4町村が合併して発足した総面積144.19km²の市です。北は吉野川を境にして阿波市と、東から南は名西郡、西は美馬市に隣接し、市域の南部は、四国山地の北側にあたる山地で、高越山をはじめとする急峻な山々が連なっています。

また、県庁所在地の徳島市へは国道192号とJR徳島線でつながり、徳島空港や高松空港、徳島自動車道の脇町IC・土成ICが約30km圏内にあり、高速交通網へのアクセス利便性が高い状況にあります。



吉野川市の位置

2 上位・関連計画

本計画の上位・関連計画として、以下の3つの計画の概要を整理します。

- ◆吉野川市総合計画
- ◆吉野川市国土利用計画
- ◆徳島東部都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

吉野川市総合計画（後期基本計画 目標年度：平成27年度）

【吉野川市の将来都市像】

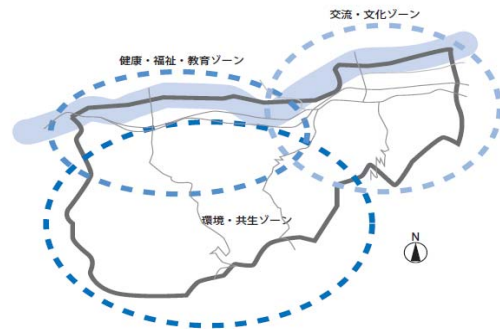
世代を越えて、夢紡ぐまち 新・生活創造都市をめざして

- 世代を越える＝次世代の担い手育成、長期的な視点が必要な取り組みを重視
- 夢紡ぐ＝吉野川市としての一体感の育成、地域間の交流促進
- 新・生活創造都市＝新たな価値観、地域らしさの誇りの創造

【土地利用方針】

（1）『交流・文化ゾーン』

住民の交流と憩いの空間形成を図るとともに、本市へのアクセスをより充実させ、広域的な視点から吉野川市の担う役割を見出し、観光・文化・産業を中心に広域交流の場とすることを目指します。また、これに伴う交流人口の拡大により、地域活性化の起爆剤となるゾーンとなることを目指します。



（2）『健康・福祉・教育ゾーン』

少子高齢化や核家族化、国際化、情報化の進展など、社会情勢の変化に伴い、健康・福祉・教育分野に対する取組みの重要性が高まることから、それぞれのニーズに応じた施策を展開するための拠点・体制整備を進めるとともに、健康・福祉・教育が連携し、機能するゾーンとすることを目指します。

（3）『環境・共生ゾーン』

豊かな自然や素朴な風景に恵まれた地域として、安らぎとうるおいを与えることのできる緑豊かな住環境の整備を図るとともに、自然環境の保全・活用・創造により、住民が自然とふれあうことのできる環境整備に努め、居住と環境が共生するゾーンとすることを目指します。

【施策大綱】

- （1）市民が生き生きと活動する利便性の高いまちをめざして
- （2）健康で快適に暮らせるまちをめざして
- （3）活力ある産業の振興をめざして
- （4）豊かな人間性をはぐくむ地域をめざして
- （5）ゆとりとふれあいの生活環境の形成をめざして
- （6）スリムで効率的な行財政基盤の確立をめざして

吉野川市国土利用計画（目標年次：平成30年）

【市土地利用の基本方針】

○基本理念

健康で文化的な生活環境の確保と市土の均衡ある発展

○基本方針

ア) 有効かつ適正な市土利用

- ・人口減少下においても、一定の需要がある住宅地や事務所、店舗用地等については低未利用地の有効利用の促進
- ・幹線道路の供用に伴う新たな土地需要に対する有効かつ適正な土地利用
- ・農用地・森林等の適正な保全、耕作放棄地等の適切な利用
- ・森林・農用地及び宅地等の相互の土地利用転換については、計画的かつ慎重な対応

イ) 市土利用の質的向上

■安全で安心できる土地利用

- ・防災拠点機能等の適切な配置、ライフラインの耐震化及び適切な維持管理
- ・農用地及び農業用排水施設の保全管理
- ・被害の拡大や復旧復興の備えへの配慮

■循環と共生を重視した土地利用

- ・省資源、省エネルギーの推進、環境負荷の低減、廃棄物の発生抑制、再使用、再利用の推進、水環境の保全や自然の保全・再生等を重視した土地利用の推進

■自然と調和した土地利用

- ・緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、地域の自然的・社会的特性を踏まえた個性ある風景の保全等の推進

ウ) 課題への対応

- ・土地利用にかかる地域の創意工夫による取り組みの促進、地域特性に応じた役割分担と地域間連携への配慮
- ・公的機関や土地所有者等による適切な管理、地域住民及びボランティアによる森林づくり活動や農業用排水施設の維持等、市民の直接的な市土管理への参加の推進
- ・市の発展に寄与する場合には、市土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るよう努めた上で、柔軟な土地利用の推進

徳島県都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（徳島県）（目標年次：平成32年）

【都市づくりの理念】

「ゆとりあるネットワーク型の都市」を将来像とし、次の5つを都市づくりの理念とします。

- ①各市町の独自性を尊重しつつ、広域的な連携を強化する。
- ②自然と調和した都市環境の形成をすすめる。
- ③安全で安心して暮らせる都市づくりを行う。
- ④すべての人が住みやすい、快適で効率的な都市形成を図る。
- ⑤住民参加による都市づくりをすすめる。

【地域ごとの市街地像】

- ・鴨島圏域は、吉野川市、阿波市からなる中央広域市町村圏の中心都市として広域的拠点機能を備えた都市基盤の整備に努めながら、高次のサービス機能の充実を図る。

【将来の都市構造、主要な機能の配置】

（広域的な都市構造における位置づけ）

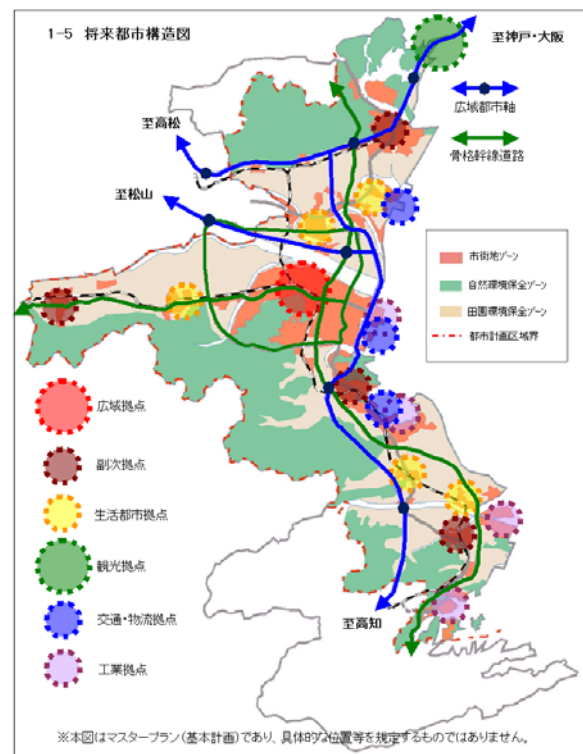
- ・広域拠点として、徳島市の中心市街地があり、本都市計画区域の中心的な役割を担っている。
- ・副次的な拠点として、鳴門市、小松島市、阿南市、旧鴨島町の中心部が都市計画区域外周辺市町村も含めた生活圏の拠点として位置づけられる。

（主要な都市機能の配置）

- ・徳島市の中心市街地を広域的な拠点として位置づけ、商業や業務、文化や交流等の高次都市機能の整備を図る。
- ・また、鳴門市、小松島市、阿南市、旧鴨島町の中心市街地を副都市拠点として位置づけるとともに、他の各市町中心市街地を日常生活の都市拠点として位置づけ、都市機能の整備を図る。

【区域区分の決定方針】

- ・人口減少と人口構造の変化のなかで、集約型都市構造の実現が求められており、低密度な市街地の拡大を押さえ、効率的な基盤整備を行い、既成市街地の活力と魅力を高める必要があること、区域区分を廃止した場合の負の影響が大きいことから、引き続き区域区分を行うものとします。



3 まちづくりの特性と課題

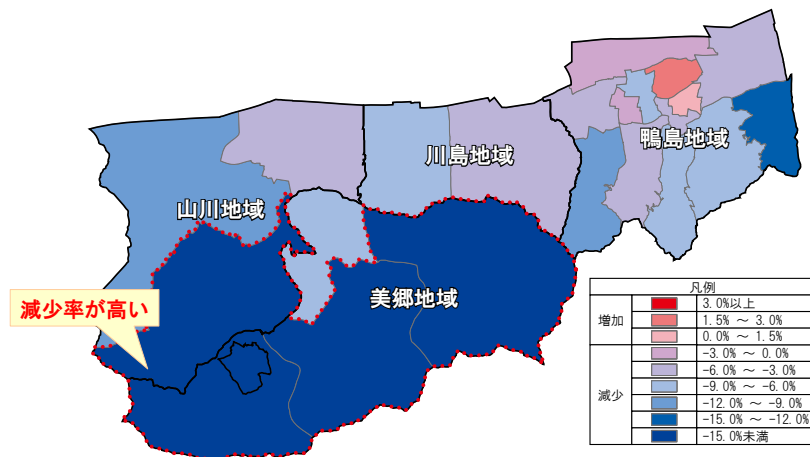
3-1 成長拡大型の都市づくりからの転換

◆人口減少、少子高齢化に対応する都市の形成が求められています。

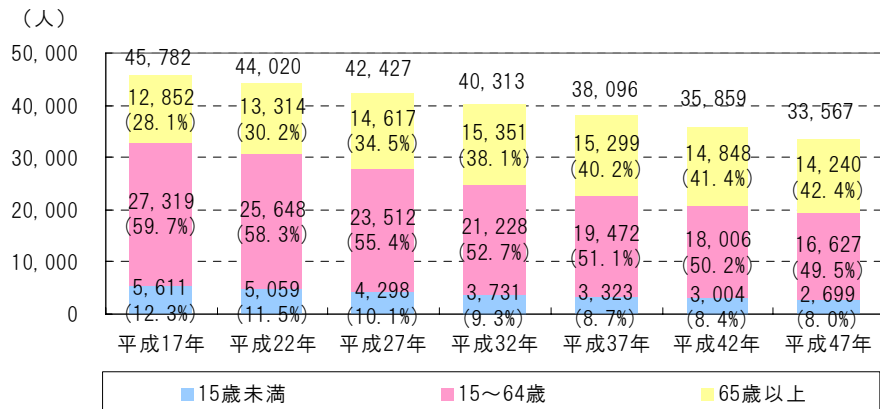
全国的な人口減少、少子高齢化が進む中で、本市においても、一層の人口減少、少子高齢化の進行が想定されています。特に、中山間部における人口の減少傾向は著しく、人口減少、少子高齢化を踏まえたまちづくりを進めていく必要があります。

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口をみると、本計画の目標年度（平成45年度）においては、本市の人口は約35,000人まで減少すると予測され、少しでも人口減少に歯止めをかけることが求められています。

そのためには、働く場の確保や子育て支援の充実、高齢化に対応したまちづくりなど、生涯を通して住みやすいまちづくりを進めていく必要があります。



平成12年から平成22年の人口増減率



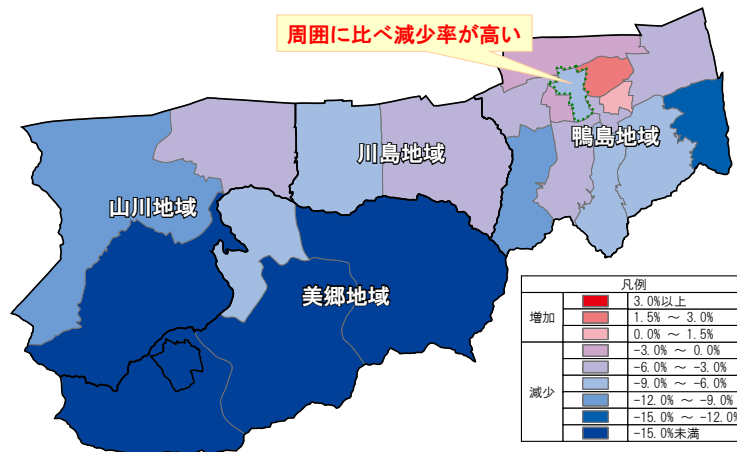
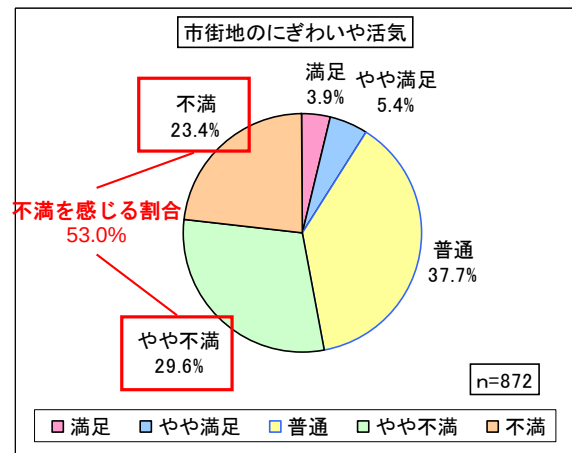
国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口

※平成17年と平成22年は実績値。ただし、年齢不詳を各年齢層の比率によって按分した。

◆市街地の中心部における空洞化が進んでいます。

本市の市街地の中心部となる鴨島駅周辺では、商店街の衰退や人口の減少が生じ、中心部の空洞化が進んでいます。また、「市街地のにぎわいや活気」に関する市民の評価は低く、「商業地・商店街に活気やにぎわいのあるまち」への高い要望がみられます。

今後、市街地中心部の活性化を図り、人々を呼び込む魅力ある場の形成をめざすとともに、住まいの場としての価値の見直しを図り、街なか居住の推進等につなげていく必要があります。



平成12年から平成22年の人口増減率



鴨島駅



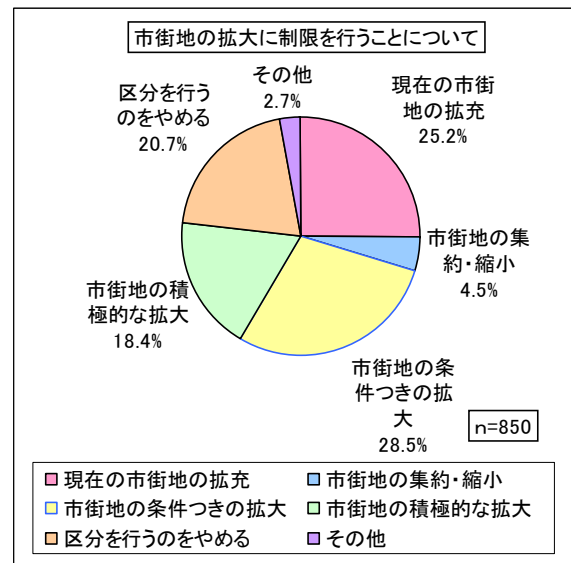
(都) 鴨島中央通線

◆適正な土地利用の規制・誘導のもと、市の活性化につながる土地利用が求められています。

本市の市街化区域内では、住宅地と商業地の混在など、現在の用途指定との不整合が生じている地区が見受けられます。また、吉野川遊園地の閉園をはじめ、本市の土地利用において、大きな影響を与える事象が生じています。

そのような中、市民意向をみると、良好な市街地やまちの活性化につながるのであれば、市街地の拡大を容認する意向が高くなっています。

今後、土地利用の整序化を図るとともに、まちの活性化につながる土地利用の促進に向け、都市計画制度の適切な運用・見直しを図っていくことが求められています。



国道192号沿い



県道徳島鴨島線沿い

3-2

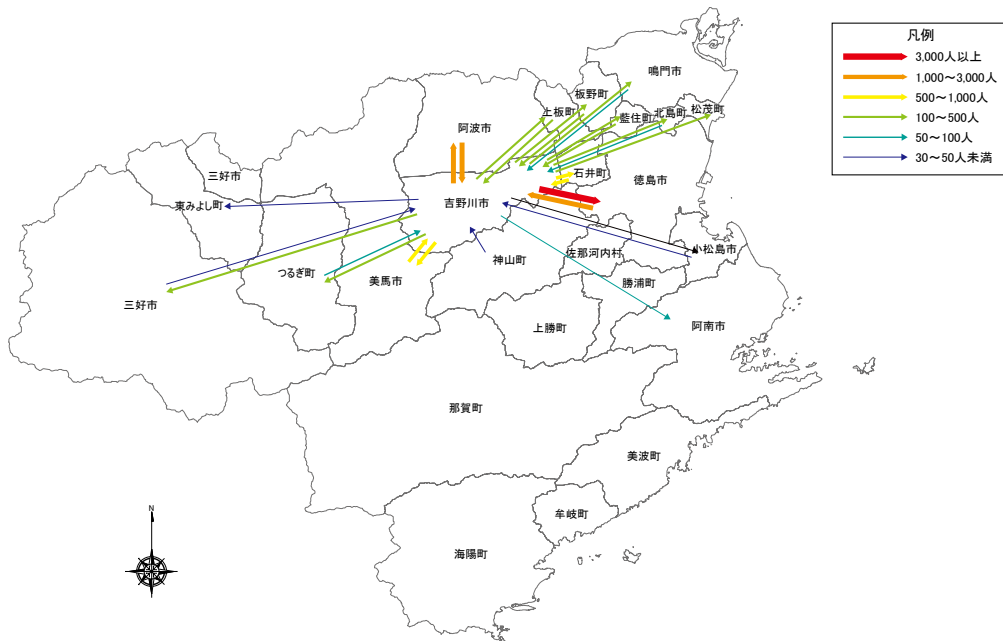
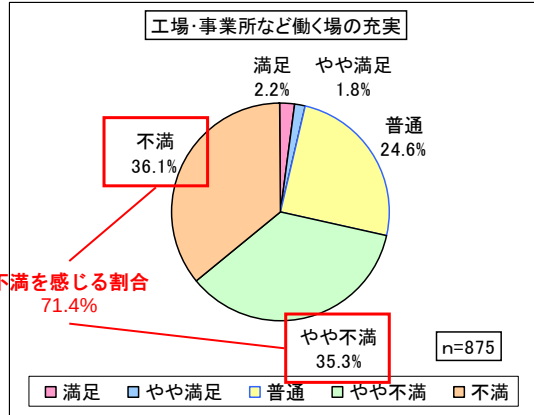
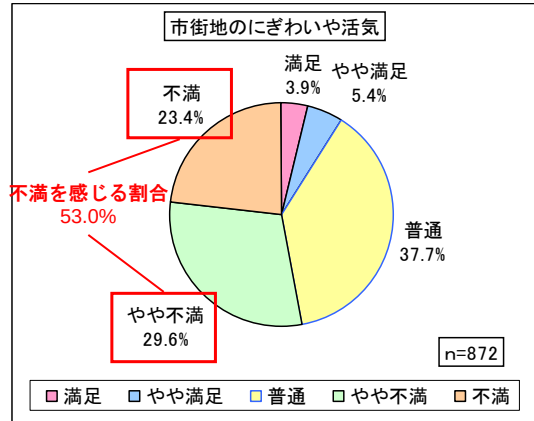
広域的な拠点としての求心性の向上

◆広域的な都市の位置づけを踏まえた拠点性の強化が求められています。

本市の鴨島地域は、徳島県東部都市計画区域マスタープランにおいて、周辺市町を含めた生活圏の拠点として位置づけられています。そのような中、生活の基盤となる雇用の場として、本市の通勤・通学流動をみると、吉野川市内に常住している就業者・通学者は20,652人であり、そのうち55%の11,317人が市内で就業・通学をしています。

就業・通学における流出入状況を見ると、流入が5,370人に対し流出が9,333人と、流出超過の状態にあり、拠点都市としての役割を果たしているとは言えない状況にあります。また、市民意向をみても、「市街地のにぎわいや活気」や「工場・事業所など働く場の充実」の評価が低く、拠点都市としての求心性が不足している状況にあります。

今後、生活圏の拠点としての存在感を発揮していくためには、雇用の場や商業地のにぎわい創出を図り、求心性を高めていく必要があります。



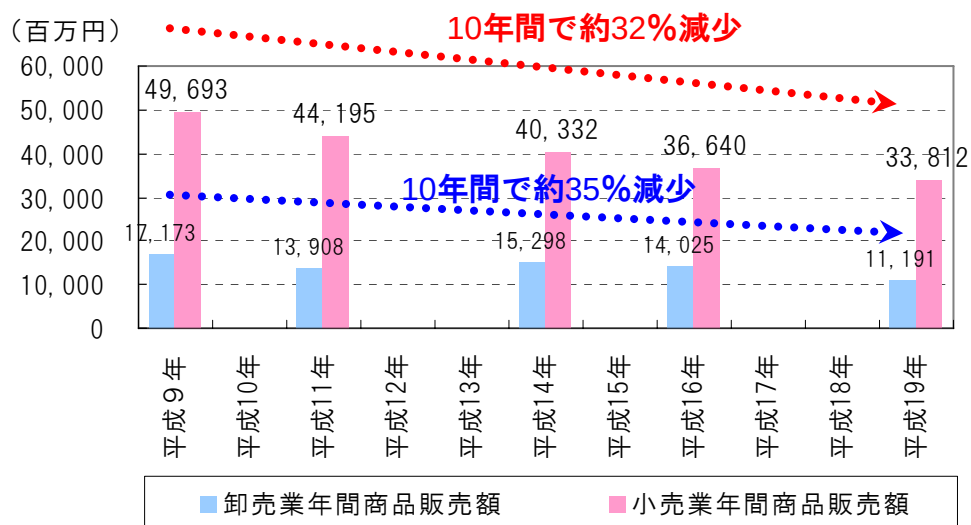
通勤・通学の状況（平成22年国勢調査）

※30人以上の就業・通学者のある流入・流出を整理

◆都市の活力を生み出す産業の振興が求められています。

本市の製造品出荷額・商品販売額は減少傾向にあり、市の活力の低下が懸念されています。そのような中、本市を横断する国道192号の沿道では、沿道サービス型の店舗立地が進み、新たなにぎわい空間を形成しています。

今後、本市の強みである交通利便性や社会基盤の整備状況、国道192号と主要地方道徳島鴨島線という2つのを広域的な道路網などを活かしつつ、無秩序な市街地の拡大を防ぎながら、計画的な土地利用のもとで、更なる工業・商業施設の立地を促す必要があります。



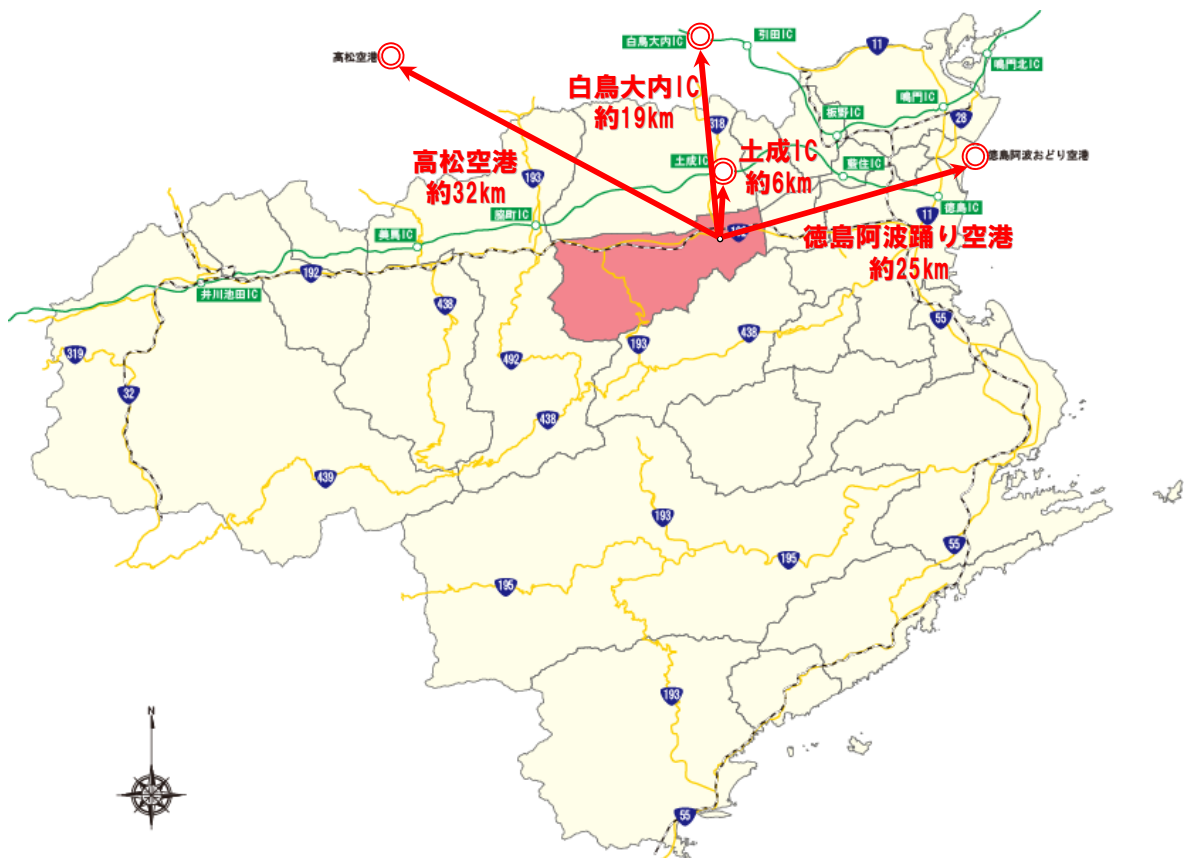
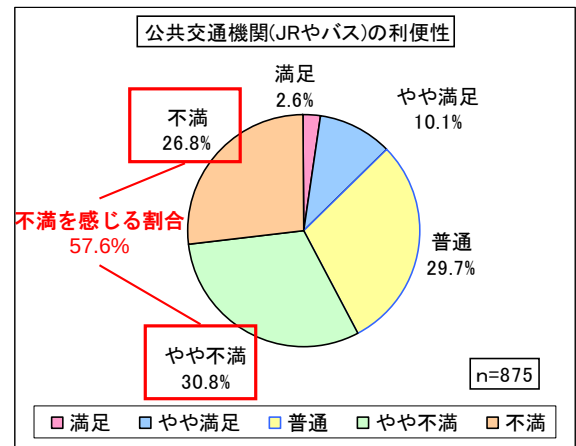
商品販売額（卸売業・小売業）の推移

◆交通利便性を活かす交通ネットワーク網の充実が求められています。

本市は、国道 192 号や JR 徳島線で県都徳島市とつながり、空港や高速道路 IC が 30km 圏内にあるなど、交通利便性の高い地域といえます。

そのような中、高齢化の進行や環境意識の高まりなどを背景に、過度の車利用からの脱却を図り、歩いて暮らせるまちづくりに取組むことが必要となっています。

一方、市内の各拠点間を結ぶ道路や生活道路の整備の遅れが見受けられ、市域の一体感や連携を促すためにも、計画的な道路ネットワークの整備が必要となっています。また、都市計画区域においては、長期未着手の都市計画道路が存在し、交通機能上及びまちづくりの骨格としての役割等から必要性の再検証を行うことが必要です。



吉野川市役所（鴨島庁舎）から主要交通拠点への直線距離

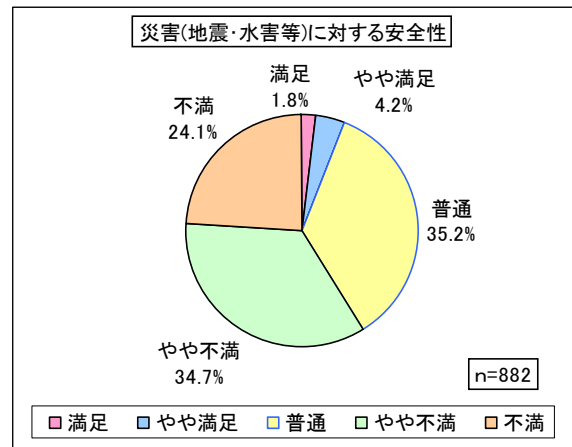
3-3 安心・安全、魅力ある都市の形成

◆いつ、どこで起こるかわからない災害への備えが求められています。

平成 23 年 3 月の東日本大震災により、あらためて災害のおそろしさを認識することになりました。近い将来、間違いなく発生するといわれている南海トラフの巨大地震は、本市においても多大な被害を生じさせる可能性があり、その対策が急務となっています。

また、平成 16 年度には、四国に史上最多を数える 6 個の台風が上陸し、本市においても内水被害が生じるなど、大きな被害が生じました。近年には、全国各地で局所的な大雨の発生による被害が生じており、様々な災害への備えが必要となっています。

市民意向でも、洪水対策や浸水対策、避難場所の整備など、災害に対する安全性を求める意見が多くみられています。今後も、関係機関と調整を図りながら、計画的なハード整備とソフト施策の推進に努め、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。



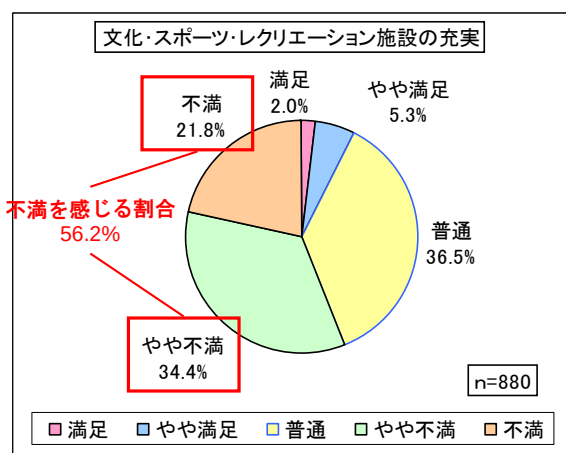
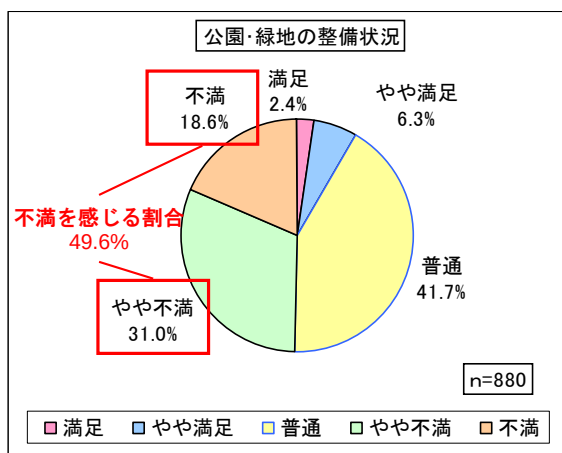
内水被害（平成 16 年台風 23 号）

◆ゆとりや潤いのある生活をめざした都市基盤整備や都市機能の拡充が求められています。

本市の都市計画区域内では、都市公園や公共下水道の計画的な都市基盤整備に取り組んできました。また、都市計画区域外においても、地域の特性を活かした公園・緑地、下水道の整備を進めてきましたが、市民の「公園・緑地」や「下水道」に対する要望はまだまだ見受けられます。

一方、市民の生活様式が多様化し、文化やレクリエーションなどの高次の都市サービスへのニーズが高まる中で、本市の「文化・スポーツ・レクリエーション施設の充実」に関する市民の評価は低い状況にあります。

ゆとりや潤いのある生活の実現を図り、まちの魅力を高めていくためには、公園や緑地、下水道などの都市基盤の整備とあわせて、文化・スポーツ・レクリエーション機能といった高次都市機能の拡充を図ることが必要です。



向麻山公園



バンブーパーク

◆恵まれた豊かな自然環境の保全・活用が求められています。

本市は、吉野川の流れにはぐくまれた自然豊かなまちであり、自然環境の豊かさに対する市民の評価も高くなっています。高越山や船窪のオンツツジ群落、美郷のホタル、江川・鴨島公園、水辺の楽校・バンブーパークなど、豊かな自然が地域の貴重な財産となっています。

地球規模の環境問題などの意識が高まる中で、今後も、本市の豊かな自然環境を守り・育て、活かしていく必要があります。



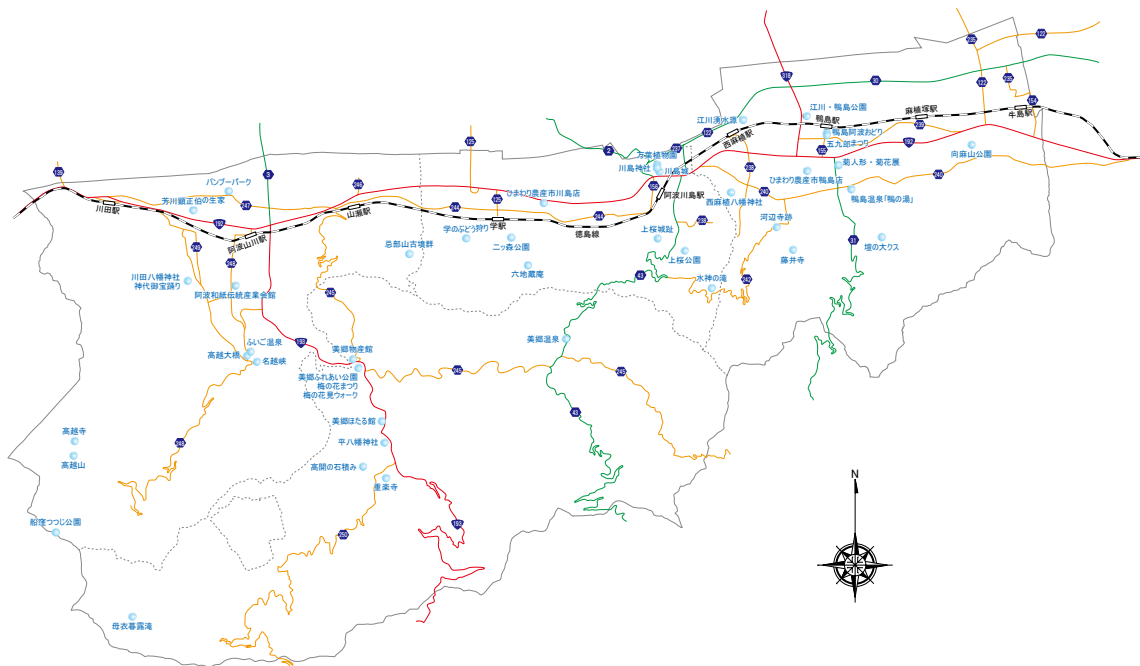
ふいご温泉



上桜公園



江川・鴨島公園



船窪つつじ公園



美郷温泉



菊人形・菊花展

地域資源図

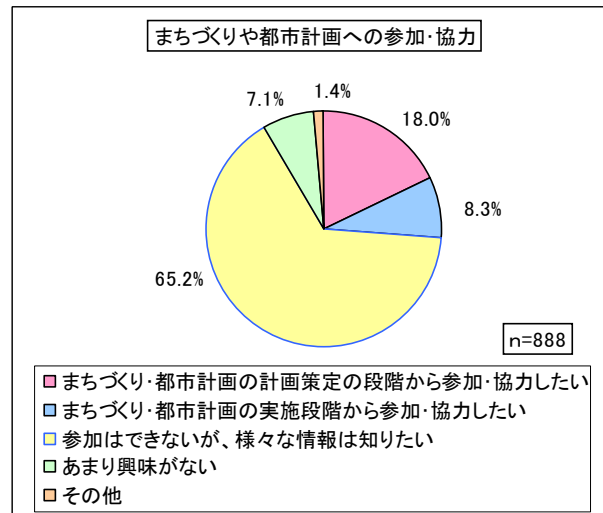
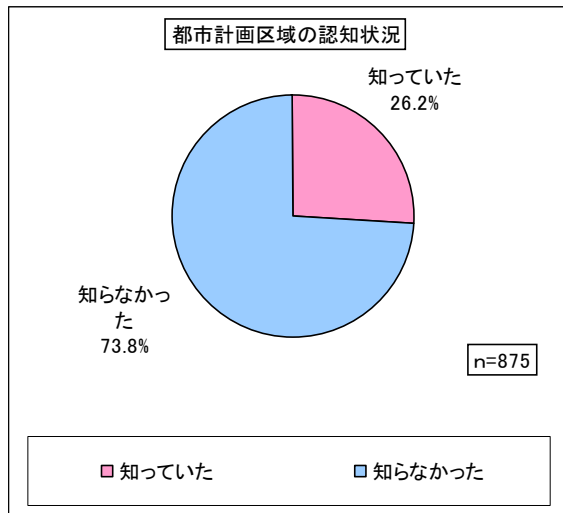
3-4 市民との協働によるまちづくり

◆市民と行政の協働のまちづくりに向け、参画機会や情報提供が求められています。

都市計画制度に関する市民の認識は2割～3割程度にとどまり、市民の都市計画に関する認知度は、必ずしも高い状況にありません。一方、市民と行政による協働のまちづくりへの期待やまちづくりへの参加・情報を希望する意見は高くなっています。

都市計画やまちづくりの推進には、土地利用や建築等の規制・誘導、多様な都市施設の維持管理等、市民の生活に密着した取組みが重要です。

今後も、計画の推進、進捗管理、評価等の各段階において、様々な情報発信に努めるとともに、市民の参画を促し、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていく必要があります。



第2章 まちづくりの理念と目標

1 まちづくりの基本理念

全国的な人口減少局面を迎える中で、吉野川や高越山などの豊かな自然環境、鴨島地域を中心とした都市機能の集積、国道 192 号や JR 徳島線による県都徳島市や広域交通網へのアクセス利便性などの本市の“強み”を活かし、存在感を発揮するまちづくりをめざしていきます。

そのような中で、吉野川市総合計画の将来都市像である「世代を越えて、夢紡ぐまち 新・生活創造都市をめざして」の実現に向け、生涯を通して吉野川市で快適に暮らせるまちをめざし、都市づくりの基本理念を以下のように掲げます。

ひと・まち・かわの息吹を感じるまちづくり
～ 夢・未来が広がる「生活舞台 吉野川」の創造 ～

尽きることのない吉野川の水の流れとともに、活力やにぎわいのあるまちの中で、人々が躍動するまちをめざします。

【めざすまちのイメージ】

- ・豊かな自然に恵まれた環境のなかで、活力と魅力のある産業（雇用の場となる工業施設・商業施設、娯楽施設など）が適正に配置されたまち
- ・にぎわいのある中心部が形成されるとともに、周辺部においても日常生活サービスを享受できるまち
- ・恵まれた交通利便性を活かし、多様な生活パターンを実現できるまち
- ・安心・安全、快適な生活の場として、都市基盤整備などが充実したまち

2 まちづくりの基本目標

まちづくりに示した基本理念やめざすまちのイメージを踏まえ、本計画におけるまちづくりの基本目標を、以下のように定めます。

基本目標1

豊かな自然と田園、生活の場が調和する快適なまちづくり

吉野川や高越山などの優れた自然に囲まれる本市の特性を活かしつつ、豊かな農業生産の場の保全、商工業・サービス業などの産業集積、良好な生活基盤の整備などを促し、本市全体として、自然・田園・生活の場として調和のとれたまちづくりをめざします。

基本目標2

生活の基盤となる活力とにぎわいのあるまちづくり

吉野川中流域における生活拠点として、生涯を通して多様な選択が可能な生活の場となるように、既存の商工業・サービス業などの産業集積を活かしながら、また、新たな核となる施設・機能の誘致も見据えつつ、活力やにぎわいのあるまちづくりをめざします。

特に、本市の中心となる鴨島駅周辺における商業振興や居住空間としての充実に取り組み、活力とにぎわいの核の形成をめざします。

あわせて、地域の特性を踏まえた生活基盤整備を進めるとともに、多様な定住促進施策の推進を図り、生活の場として選ばれる吉野川市をめざします。

基本目標3

地域の個性の発揮と多様な連携を促すまちづくり

人口減少や少子高齢化などの課題に対応し、各地域の活性化を図るため、日常生活拠点の形成により、各生活圏における集約型の都市構造の構築に努めます。生活拠点の形成に当たっては、地域ごとの個性や特徴を活かしつつ、日常生活サービスの充足を図るなど、利便性・快適性の高い空間形成をめざします。

また、鴨島駅周辺を中心として、生活拠点どうし、生活拠点と生活の場を結ぶ公共交通ネットワークの形成などによる連携強化を図り、バランスのとれた市域の発展をめざします。

基本目標4

まちの魅力を高める美しい環境・景観に囲まれたまちづくり

吉野川や高越山などの豊かな自然環境の保全・活用、地域の様々な魅力ある資源の活用などにより、観光・交流人口の増加を図るとともに、住む人や訪れる人が吉野川市の魅力を感じるまちづくりをめざします。

また、地域固有の産業振興、歴史・文化の継承や創出に努めるとともに、まちの将来を担う子どもたちの地域に対する理解を深めることで、地域への愛着を高め、個性あるまちの創出をめざします。

基本目標5

安全・安心、質の高い暮らしを支える住環境の整ったまちづくり

頻発する内水被害の軽減を図るとともに、南海トラフの巨大地震への備えに取り組むことで、誰もが安心・安全に暮らせる災害に強いまちづくりをめざします。

また、ゆとりや潤いのある質の高い暮らしの実現に向けた都市基盤整備の充実に努めるとともに、子育てがしやすく、かつ、高齢者も暮らしやすい良好な住環境の形成をめざします。

基本目標6

市民が主役となる協働のまちづくり

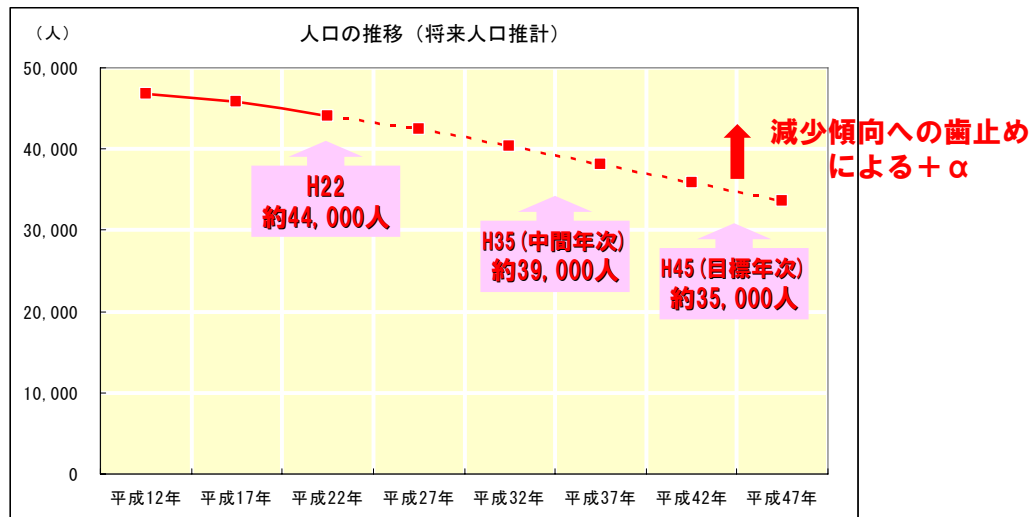
まちづくりには人づくりが重要であり、人づくりがまちづくりにつながると言われています。まちづくりに関する市民の高い関心を踏まえながら、市民と行政との協働によるまちづくりを進めていきます。

また、計画づくりや計画の実施、計画の評価などの各段階における市民の積極的・継続的な参画を促す体制づくりなどに取り組み、市民が主役となるまちづくりをめざします。

あわせて、市民の多様な意向を踏まえつつ、「選択」と「集中」の観点をもったまちづくりを進めていきます。

3 人口フレーム

全国的な人口減少傾向社会を迎えている中で、国立社会保障・人口問題研究所が示している将来推計人口を基本に、まちの活力や魅力を高めるなかで、人口減少傾向に歯止めをかけることをめざしていきます。



※推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」

4 将来都市構造

「まちづくりの基本理念」や「まちづくりの基本目標」の実現に向け、計画的な土地利用と地域資源の保全・活用の基盤となる『エリア形成』、地域の特色を活かしたまちづくりに向けた『拠点形成』、市域の一体化と市内外の交流を促す『軸の形成』の視点ごとの方針を定め、将来都市構造を示します。

4-1 エリア形成

【基本的な方針】

都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律など、各種法制度の適切な運用により、市街地、農地、自然地が調和したまちづくりに努めます。

市街化区域以外の農地については、農地の保全を基本としながら、周辺地域との調和を図りつつ、地域の活性化につながる土地利用を促します。

【対象箇所と方向性】

（１）都市形成エリア

市街化区域を都市形成エリアとして位置づけ、都市機能の集積を促します。

（２）田園共生エリア

市街化調整区域および川島、山川、美郷地域の居住エリアを田園共生エリアとして位置づけ、生活空間と田園空間の調和を図ります。

（３）自然保全エリア（水・緑）

吉野川をはじめとした河川、市の南部に広がる山並みを自然保全エリアとして位置づけ、その保全と活用を図ります。

4-2 拠点形成

【基本的な方針】

人口減少、少子高齢化への対応として、生活範囲を基本とした集約型の都市構造の構築をめざします。

そのため、各地域の中心部における、地域の特色を活かした生活拠点の形成を図るとともに、既存の工業集積や観光施設、自然資源などを活かした拠点形成を促します。

【対象箇所と方向性】**(1) 都市拠点**

鴨島駅周辺は、周辺市町も含めた生活圏の都市拠点として、また、にぎわいや活力の核となる拠点として、都市機能の充実を図ります。

(2) 生活拠点

川島地域・山川地域の中心部は、地域住民の日常生活サービスを提供する空間として、機能集積を図ります。

また、美郷地域の中心部は、地域住民の生活拠点として、また、来訪者の交流拠点として、機能集積を図ります。

(3) 産業拠点

牛島地区の既存の工業集積や商業施設の立地を活かし、産業拠点の形成をめざします。

(4) 水・緑の拠点

主要な公園・緑地、水辺などは、水や緑とのふれあいの場として、豊かな自然を感じることでできる拠点の形成をめざします。

(5) 交流拠点

主要な自然資源や公園、温泉、神社仏閣、文化施設などの観光・交流施設では、それぞれの資源の個性を活かした拠点の形成をめざします。

4-3 軸の形成**【基本的な方針】**

市内外の骨格となる道路網や公共交通網を広域連携軸として位置づけ、生活・交流基盤としての活用を図ります。また、都市拠点・生活拠点などを結ぶ道路・公共交通ネットワークの強化を図り、一体的な都市の形成を図ります。

河川や山並みなどの連続性を有する資源は、本市の貴重な資源として、その保全と活用を図ります。

【対象箇所と方向性】**(1) 広域連携軸**

国道192号・国道318号、JR徳島線などの骨格となる道路網・公共交通網を広域連携軸として位置づけ、市内外の交流を促します。

(2) 地域間連携軸

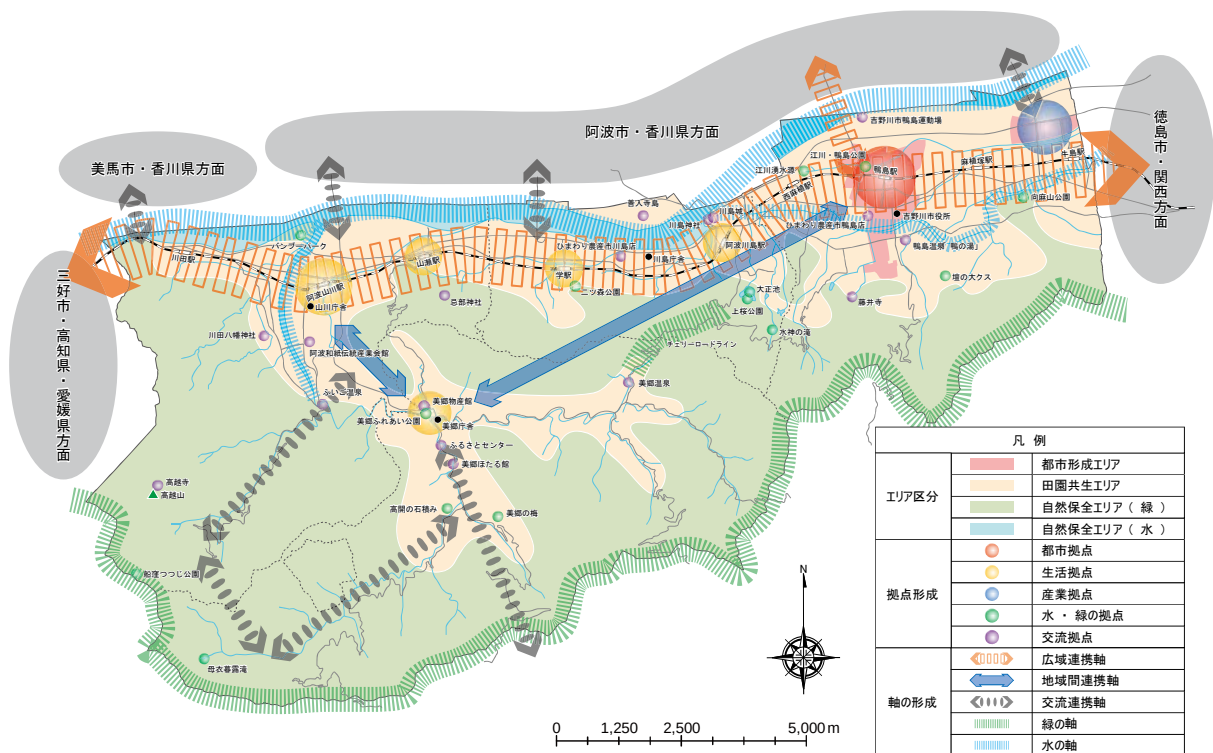
市域を結ぶ道路網・公共交通網を地域間連携軸として位置づけ、市域の連携強化を促します。

(3) 交流連携軸

吉野川に架かる個性ある橋梁などは、周辺市町との交流や連携の基盤として位置づけ、その充実整備を促します。

(4) 水と緑の軸

吉野川をはじめとした河川や市域の南側に連なる山並みを水と緑の軸として位置づけ、その保全・活用に努めます。



将来都市構造図